

平成20年4月から 離婚時の「第3号分割」がはじまりました

離婚した夫婦の一方に、国民年金の第3号被保険者期間がある場合（主に専業主婦が該当）、夫婦の合意を必要とせず、第3号被保険者期間における配偶者の保険料納付記録の総額の2分の1を分割できる制度がスタートしました。ただし、対象となる期間は、平成20年4月以降の婚姻期間に含まれる第3号被保険者期間に限られます。

夫婦が共同で保険料を負担したとみなし、妻の請求にもとづき分割されます

- 厚生年金保険に加入する会社員（国民年金第2号被保険者）に扶養されている妻は、国民年金の第3号被保険者となります。第3号被保険者期間に、会社員の夫が納めた厚生年金保険料は、夫婦が共同で負担したものとみなされます。
- このため、離婚した場合に、妻の請求にもとづき、平成20年4月以降の第3号被保険者期間にかかる夫の厚生年金保険料納付記録の2分の1が、合意なしでも妻に分割されます。
- 厚生年金基金は厚生年金保険の一部を代行しているため、国に納める代わりに基金に納めた部分（基本年金の代行部分）についても、国の取り扱いと同じ方法で分割されます。

*ここでは妻を第3号被保険者として説明していますが、夫が第3号被保険者となるケースもあります。

■第3号分割のイメージ

